

新型コロナウイルスワクチン接種

接種費用
無料

現在、国や県と協議をしてワクチン接種の準備を進めています。記載の情報は3月23日現在のものです。接種時期や対象などは国の動向により今後変更となる可能性があります。ワクチン接種の情報は市ホームページや広報かさいなどでお知らせします。

●対象者ごとのスケジュール

ワクチンは当面確保できる量に制限があるため、国が接種順位と時期を決定します。なお、接種は強制ではなく、本人の同意が必要です。体調に不安がある人は接種前に必ずかかりつけ医に相談してください。

| 接種順位 | 対象者 | 接種券配布時期 | 接種開始時期 |
|------|--|----------------------------------|-------------|
| 1 | 医療従事者 | 県からの案内を確認してください | |
| 2 | 75歳以上の方 (S22.4.1以前に生まれた方) | 4月19日(月)に郵送予定 | 5月8日(土)開始予定 |
| 3 | 65歳から75歳未満の方 (S22.4.2～S32.4.1生まれの方) | 5月上旬に郵送予定 | 6月以降を予定 |
| 4 | 基礎疾患がある人や高齢者施設などで従事している人 | 5月以降に郵送予定 | 未定 |
| | | ※時期が決定次第、市ホームページや広報かさいなどでお知らせします | |
| 5 | 上記以外の人 | 5月以降に郵送予定 | 未定 |
| | | ※時期が決定次第、市ホームページや広報かさいなどでお知らせします | |

市ホームページ
ワクチン接種に
関する情報は
こちら ↓



●ワクチンの種類（※ファイザー社以外は薬事承認前であり、予定の情報です）

| 製薬会社名 | ワクチンの種類 | 接種回数 | 接種期間 |
|----------|------------------|------|------|
| ファイザー社 | メッセンジャー RNA ワクチン | 2回 | 21日 |
| アストラゼネカ社 | ウイルスベクターワクチン | | 28日 |
| 武田/モデルナ社 | メッセンジャー RNA ワクチン | | |

※各ワクチンは2回接種で、1回目と2回目は同じ製薬会社のワクチンを接種する必要があります。

●接種場所／市が指定する集団接種か、医療機関で受ける個別接種のどちらかを選択してください。

【集団接種を希望する方】

接種場所：加西市健康福祉会館

【個別接種を希望する方】

市内の接種可能な医療機関は現在調整中です。

●集団接種までの流れ ※完全予約制

- 市から接種券と予診票などの関係書類が届きます
※接種券には接種日や接種場所が記載されていません。
- 予約開始日以降に接種日をワクチン専用コールセンターに電話して予約してください
- 予約した日時・場所でワクチンを接種してください

●予約方法／電話を予定

※予約開始日や接種方法、接種時期は決定次第、市ホームページや広報かさいなどでお知らせします。

ワクチン接種の時期や予約方法について

加西市ワクチン専用コールセンター
☎ 42-6710 (月～金曜日 9:00～17:00、祝日除く)

新型コロナウイルスワクチンについて

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
☎ 0120-761-770 (9:00～21:00)

医療従事者等の方から 新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりました

3月8日（月）加西病院で、医療従事者を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種が始まりました。北播磨では加西病院、北播磨総合医療センター、西脇病院が拠点となり、医療従事者に接種します。今後、高齢者らの接種が始まる予定です。



▲ワクチン接種を受ける生田院長

小規模事業者経営持続支援金の交付

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年1月14日から発令された緊急事態宣言発令に伴い、売上高が減少し、企業活動に支障が生じた市内小規模事業者に支援金を交付します。

※飲食店等に対する時短営業の要請により新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給された事業者は申請できません。

●対象月・売上減少要件

令和3年1月または2月（前年同月比20%以上減少）

●支援金の額／1事業者につき一律10万円

●受付期間／令和3年4月1日（木）～6月30日（水）

●その他／対象要件や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●問合せ先／産業振興課 ☎ 42-8740

小規模事業者の持続化事業を応援

市内で事業を行う小規模事業者を対象に、専門家の指導により策定した事業計画に取り組む事業費用を補助します。例えば、製造業の機械装置の導入、飲食店のテイクアウト事業、ドライブスルー施設整備など幅広く活用いただけます。

また、この度、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換など事業者の新たな挑戦に対応できるよう拡充しました。

●小規模事業者

| 業種 | 常時使用する従業員数 |
|--------------------|------------|
| ①製造業その他（②③④を除く）の業種 | 20人以下 |
| ②商業（卸売業・小売業・飲食業） | 5人以下 |
| ③サービス業（宿泊業・娯楽業） | 20人以下 |
| ④サービス業（上記以外） | 5人以下 |

●補助率・補助額

通常枠：補助対象経費の2分の1（限度額50万円）

事業再構築枠：補助対象経費の3分の2（限度額100万円）

●補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費等

●その他／限度額の補助金交付後、5年以内は再申請を行うことができません。

●問合せ先／産業振興課 ☎ 42-8740